

過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める意見書

平成 27 年国勢調査の結果がまとまり、調査開始以来、初めて人口減少が明らかになった。国勢調査に基づき、人口減少率、高齢者比率及び若年者比率、財政力指数などを見直すと、新たに過疎地域に追加指定されるべき自治体が増えることが予想されている。

進行する人口減少は過疎地域でより大きく、平成 27 年国勢調査における平成 22 年対比での全国の人口は 0.8%減だったのに対し、過疎地域での人口は 7.9%減であった。

この現状を踏まえると、過疎地域の財政状況は厳しさを増し、過疎対策事業債の需要は大きくなることが予想される。

そこで、過疎対策事業債の対象事業を拡充することなど、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 平成 27 年国勢調査に基づく過疎地域の指定に当たっては、平成 22 年の改正及び平成 26 年の改正と同様に現行過疎市町村に追加して指定すること。
- 2 過疎対策事業債の対象事業に、廃棄物処理施設等の公共施設の解体撤去及び市町村立の大学・専修学校・各種学校・特別支援学校の整備を追加すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成29年 3 月10日

岩手県遠野市議会議長 新田 勝見

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
総務大臣 高市 早苗 様